

2023年7月19日

所属国会議員 各位  
公認候補予定者 各位  
都道府県連・総支部代表者 各位  
関係 各位

代表選挙管理委員会  
委員長 西岡 秀子

## 国民民主党代表選挙の実施について（公告）

代表選挙管理委員会は、規約第12条第4項で定める党员・サポーターの参加の下に、9月2日（土）に実施される代表選挙について、下記のとおり公告いたします。

なお、この代表選挙が、国民の期待に応え、かつ国民民主党にふさわしい公平・公正なものとなるよう、党员およびサポーター各位はもとより、広く国民の皆様にご理解とご協力を要請いたします。

### 記

#### 1 代表選挙の期日

選挙期日は9月2日（土）とし、告示日は8月21日（月）とする。9月2日（土）の選挙は臨時党大会において実施する。郵便投票については、8月29日（火）までの到着を、電子投票については8月30日（水）正午までの投票を有効とする。

#### 2 代表選挙の候補者

代表候補者となることができる者は党所属国会議員とし、党所属国会議員の15パーセント以上（※7月19日現在で4名以上）の推薦、及び同数の党籍を有する地方議員の推薦を要する。代表候補者は立候補届日である8月3日（木）に別紙に定める文書を提出して、立候補の届出を行わなければならない。

#### 3 代表選挙の有権者

- ① 一般党员またはサポーターは、7月31日（月）までに本部登録のあった名簿の中から代表選挙規則に定める要件を満たした者を有権者名簿に登録する。
- ② 地方自治体議員党员は、7月31日（月）までに党籍を有している者を有権者名簿に登録する。
- ③ 公認候補予定者党员は、告示日の7日前までに両院議員総会で決定または承認されている国政選挙の公認候補予定者を有権者名簿に登録する。
- ④ 国会議員党员は、告示日の7日前までに政党助成法にもとづき本党に所属している者または入党を両院議員総会が承認した者を有権者名簿に登録する。

#### 4 選挙方法

各代表候補者が獲得する各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって、当選者を決定する。

- ① 党员・サポーター有権者は、全国を単位として郵便投票（電子投票を含む）を行う。各代表候補者の得票数（党员の得票数は2倍とする）に応じて党员およびサ

ポーターに配分されたポイントをドント方式によって配分する。なお、党員およびサポーターに配分されるポイント数は、国会議員有権者総数の2倍の数と国政選挙の公認候補予定有権者総数との和の数の2分の1とする。なお、同一の有権者が郵便投票、電子投票両方の投票方法で投票した場合には、無効とする。

- ② 地方自治体議員有権者は、全国を単位として郵便投票（電子投票を含む）を行い、各代表候補者の得票数に応じて地方自治体議員に配分されたポイントをドント方式によって配分する。なお、地方自治体議員の投票に配分されるポイントは、国会議員有権者総数の2倍の数と国政選挙の公認候補予定有権者総数との和の数の2分の1とする。なお、同一の有権者が郵便投票、電子投票両方の投票方法で投票した場合には、無効とする。
- ③ 公認候補者有権者は臨時党大会において一括して直接投票を行い、各代表候補者に得票数と同数のポイントを配分する。
- ④ 国会議員有権者は、臨時党大会において一括して直接投票を行い、各代表候補者に得票数の2倍のポイントを配分する。
- ⑤ 代表候補者が3名以上立候補している場合であって、開票の結果、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、代表選管はその旨を臨時党大会に報告し、臨時党大会において獲得ポイントの上位2者に対する決選投票を行い、当選者を決定する。決選投票が行われる場合は、国会議員有権者、公認候補予定者有権者による直接投票を行い、公認候補予定者有権者の1票は1ポイント、国会議員有権者の1票は2ポイントに換算し、獲得したポイント数の多い候補者を当選者とする。
- ⑥ ただし、立候補者が1名の場合は、選挙は実施せず、臨時党大会にその旨を報告し、同大会の承認をもって当選者を確定する。

## 5 選挙運動

選挙運動は、党の品位が損なわれないよう、また候補者に過度の経済的な負担がかからないよう、代表選挙管理委員会が定める規制等を順守して行わなければならない。代表選挙管理委員会は党営選挙運動の機会を提供する。

## 6 選挙の根拠規定および実施期間

代表選挙は、規約、代表選挙規則にもとづいて、代表選挙管理委員会の管理の下に実施される。

## 7 事前説明会

代表選の告示日は8月21日（月）だが、代表候補者になろうとする者は、7月25日（火）11時から開く事前説明会に参加するよう努めなければならない。

以上